

## 第2部課程第170期 (平成25年5月8日～7月17日)

課 目 名	1-1 憲法
時 限 数	6 時限
担 当 講 師	東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授 石川健治 <プロフィール> 1985年 3月 東京大学法学部卒業 1985年 4月 東京大学法学部助手 1988年10月 東京都立大学法学部助教授 1998年10月 東京都立大学法学部教授 2003年 4月 東京大学法学部教授 (現在に至る)
ね ら い	憲法は中央政府 (国) のみならず地方政府 (地方公共団体) の基本法である。本講義では、ありきたりの教養知識の伝授をめざすのではなく、分権時代を担う自治体職員の視座から、憲法についての体系的な見透しを獲得できるよう、内容を工夫したい。教材もその観点から選ばれている。
講 義 概 要	I 憲法第八章から見える“風景” (教材の第1節、第4節に相当) II 自治体と情報空間 (教材の第5節に相当) III 自治体と法定立 (教材の第2節に相当) IV 自治体と法適用 (教材の第3節に相当)
受講上の注意	下記教材の「憲法」の部分を一応通読してから、講義に臨んでもらいたい。全部理解できている必要はまったくない。
使 用 教 材	自治体法務検定委員会 (編集) 『自治体法務検定公式テキスト基本法務編 (平成26年度検定対応)』 (第一法規、2014年)
効 果 測 定	なし
そ の 他 (他の課目との関連)	